

一時預かり事業開始届書の記入方法について

※ 利用定員について

- ① 専用のスペースで実施する場合はその面積、配置可能な保育士の人数等から考えて利用定員を設定すること。
- ② 通常保育の余分スペースで実施する場合は、最低基準を満たす最大児童数から現に通常保育を行っている児童数を引いた数、及び一時預かりに対して配置できる保育士の数から考えて、利用定員を設定すること。

※ 職員数について

職員数は、一時預かり事業に携わる職員数を記入すること。

※ 事業区域について

事業区域については、その施設の所在する市町村を記入すること。

※ 施設の面積について

- ① 専用スペースの場合は、そのままその面積を記入すること。
- ② 余分スペースで行う場合は、その面積の確定が難しいので、保育スペース全体の面積を記入すること。

一人当たりの面積＝保育室の面積÷（通常保育の児童数＋一時預かりの利用定員）